

事務所だより

第18号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

埋葬料（費）・家族埋葬料

葬儀費用の補助として

誰もが人生最後の日を迎え、家族や友人・知人などに見送られることになるでしょう。その際に必要な費用の補助として、加入する健康保険から埋葬料（費）を受け取ることができます。健康保険の被扶養者が亡くなったときも、家族埋葬料として受け取ることができます。いずれも亡くなった原因は問いません。

埋葬料と埋葬料の違いは？

埋葬料と埋葬費、家族埋葬料は、それぞれ給付内容が

異なります。埋葬料と埋葬費を選択して請求することはできません。

また、請求する際の添付書類も請求者や事業主の証明の有無によって異なりますので、請求前に確認しておきましょう（図参照）。

退職した後になくなったとき

退職して、任意継続や国民健康保険に加入しないまま亡くなってしまった場合でも、資格喪失後三カ月以内であれば、最後に加入していた保険者から受け取ることが可能です。ただし、被扶養者だった家族が亡くなった場合は受け取ることができません。

請求期限は、亡くなった日の翌日または埋葬を行った日の翌日から二年です。

次回は、交通事故などで医療を受けたときについて掲載いたします。

給付名	亡くなった方	請求する方	事業主の証明	添付書類	支給額
埋葬料	被保険者（※）	被扶養者	有	なし	一律 5万円
			無	埋葬許可証又は死亡診断書の写し	
		同居の親族	有	住民票除票・住民票	
			無	住民票除票・住民票（あれば埋葬許可証又は死亡診断書の写し）	
埋葬費	被保険者（※）	実際に埋葬を行った方（埋葬料を請求できる人がいない場合のみ）	有	埋葬にかかった費用の明細書・（埋葬者氏名記載の）領収書原本	5万円の範囲内で実際にかかった費用の額
			無	埋葬許可証又は死亡診断書の写し埋葬にかかった費用の明細書・（埋葬者氏名記載の）領収書原本	
家族埋葬料	健康保険の被扶養者	被保険者（※）	有	なし	一律 5万円
			無	埋葬許可証又は死亡診断書の写し	

（※）事業主の場合は、事業主の証明があっても埋葬許可証又は死亡診断書の写し等が必要です。

メールでご相談の方

メールアドレス

k-fujita@k-fujita-sr.com

FAXでご相談の方

FAX番号

075 (571)8611

相談ご希望の方は、連絡先・生年月日・性別・できるだけ具体的な相談内容を記載の上、左記の方法でご連絡ください。
お客様の個人情報、弊所の個人情報保護方針に基づき厳重に管理いたします。

※受付のみとさせていただきます。
回答は、受付日の翌々営業日となります。

二十四時間受付（※）
しています

★ ★ 年金事務所や年金相談センターに
行く時間が無い方
遠くへ行けない方
ぜひご利用下さい

万一のことがあっても、黙って待つだけでは年金を受給することはできません。
年金事務所や年金相談センターに

「ねんきん」
無料相談受付中

雇用保険の加入手続きを忘れていたけれど

平成二二年一〇月一日から、雇用保険の加入手続きが漏れていても、雇用保険料が給与から天引きしていたことが賃金台帳により確認できる場合には、二年を超えた期間も、雇用保険に遡って加入することができるようになりました。

雇用保険の加入手続きを忘れていた！

ただし、次に掲げる方が対象となります。

- ・ 在職中の方
- ・ 平成二二年一〇月一日以降に離職した方

保険料十一〇%を上乗せ

手続き漏れのため保険料も納付していないときには、保険料の徴収時効である二年経過後も保険料（「特例納付保険料」といいます）が納付できるようになりました。ただし二年以内の保険料と異なり、一〇%上乗せした額で納付することになります。

十月の労務手続

「提出先・納付先」

10月
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」

Q 平成24年3月までに、卒業して間もない方を雇用した場合、奨励金が支給されると聞きました。どのような奨励金か教えてください。

卒業後3年以内は新卒扱いで？！

A 平成24年3月までの時限措置として、卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者を雇用した事業主に対して助成されるものです。正式には「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」といいます。

まずは有期雇用として求職者を雇い入れて、その後正規雇用に移行させることになります。有期雇用は原則3ヵ月間です。有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

雇用しようとする事業主は、事前にハローワークまたは新卒応援ハローワークへ既卒者トライアル雇用求人の登録をしておきます。また、対象となる労働者は、次の①から⑥のいずれにも該当していなければなりません。

- ① 平成20年3月以降の中学校、高校、高専、短大、大学、大学院、専修学校等の新規学卒者であること
- ② 卒業後1年以上同一の事業主に正規雇用された経験がないこと
- ③ 雇入れ開始日現在で40歳未満であること
- ④ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしていること
- ⑤ 就職先が未決定であること
- ⑥ 公共職業職安所長が認めること

有期雇用期間は、対象者1人当たり1ヵ月10万円の奨励金が支給されます。正規雇用への移行後、正規雇用開始から3ヵ月後に対象者1人当たり1ヵ月50万円の奨励金が支給されます。

この奨励金のほかに、卒業後3年以内の大学等の既卒者を正規雇用したときに助成される「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」（参照URL <http://k-fujita-sr.com>）があります。

編集後記

メンタルヘルス支援に利用していただければと、昨年よりシリーズで発行しています小冊子の第三弾が、ようやく完成しました。上司としてのどのような対応が望ましいのかを中心にまとめています。ぜひ、ご一読ください。

(たけ)

業を開始している場合」

「労働基準監督署」

30日

○労働保険料の納付（延納第3期分）
「郵便局または銀行」

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「社会保険事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>